

LLI/DB 判例秘書

【判例番号】 L07232013

国家賠償請求事件

【事件番号】 東京地方裁判所判決／平成27年（ワ）第19021号

【判決日付】 平成29年1月13日

【判示事項】 外国人の原告が、何らの不審事由がないにもかかわらず警察官から職務質問を受け、その場に停止させられ、約1時間45分にわたりその場に留め置かれた上有形力を行使した所持品検査を受けたとして、被告（都）に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金の支払を求めた事案。裁判所は、警察官らが、違法薬物売買が頻繁に行われる地域に近い場所において原告の行動が違法薬物売買の関係者とよく似た行動であると考え、確認のため職質を開始したこと、原告の疑いを払拭するためリュックサックの中を確認する必要があると考え、原告を比較的長時間にわたり停止させたこと、所持品検査の手段としてリュックサックを手で触れ、ズボンの腰に位置する部分の左右を触れたことは、いずれもは国賠法上違法とはいえないとして、請求を棄却した事例

【掲載誌】 LLI/DB 判例秘書登載

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、165万円及びこれに対する平成26年6月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、外国人である原告が、何らの不審事由がないにもかかわらず被告所属の警察官から職務質問を受け、その場に停止させられ、10名の警察官に取り囲まれて約1時間45分にわたりその場に留め置かれた上、有形力を行使した所持品検査を受けたことが違法であると主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金165万円（慰謝料150万円；弁護士費用相当額15万円）及びこれに対する職務質問等を受けた日である平成26年6月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（証拠等を掲げたもののほかは当事者間に争いがない。）

（1）原告は、アメリカ国籍を有するアフリカ系の外国人であり、日本国における永住者としての在留資格を有している。（弁論の全趣旨）

（2）警視庁麻布警察署所属の巡査長A（以下「A巡査長」という。）は、平成26年6月15日午後6時30分前頃（以下、同日中の事実については年月日の表示を省略する。）、原告に対し、東京都港区六本木三丁目の外苑東通り沿いの歩道（甲2）において、声を掛け、職務質問を開始した（以下「本件職務質問」という。）。

原告は、A巡査長及び本件職務質問を開始した直後に合流した警視庁麻布警察署所属の巡査長B（以下「B巡査長」という。）に対して、在留カード（甲1の2）を提示した。

(3) A巡査長らは、在留カードを確認し、原告に返却した後、原告に対し、原告が所持していたリュックサック（以下「本件リュックサック」という。）の中を見せるように求めたが、原告は、これを拒否した。

B巡査長は、無線で応援の警察官の派遣を要請したところ、午後6時50分頃までに、新たに8名の警察官が現場に到着した（以下、上記10名の警察官を区別せずにいうときは、単に「警察官ら」という。）。

(4) 警察官らは、その後も、原告に対し、本件リュックサックの中を見せるように求めたが、原告がこれを拒否したため、午後8時14分頃、本件職務質問を打ち切った。（証人A）

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件職務質問は開始要件を欠く違法があったか

(原告の主張)

職務質問を開始するには、警察官職務執行法2条1項所定の不審事由があることを要し、その不審事由の判断は、警察官の主観的なものではなく、客観的に合理的であることを要する。

本件では、原告は、商談会場であるライブハウスを探してスマートフォンで地図を見ながら歩道を歩いていただけであって、不自然な物などは持っていなかったし、客観的に見て異常と評価されるような行動もしていなかったのであるから、何らの不審事由も存在しなかった。

したがって、本件職務質問は、開始要件が存在しなかったにもかかわらず、原告が外国人であり日本人と異なる外見を有していたことを理由として行われたものであって、国家賠償法上違法である。

(被告の主張)

原告は、刃物使用や違法薬物に絡む犯罪が多発している六本木地区の中でも、違法薬物の売買が頻繁に行われている地域に近い場所において、周囲をうかがうようにきょろきょろしながら同じ場所を繰り返し行ったり来たりするなど、違法薬物の売買に関与している者とよく似た行動をしていた上、A巡査長と目が合うや反転してA巡査長がいる方向とは逆方向に歩き出した。そのため、A巡査長は、原告が警察官職務執行法2条1項所定の不審事由がある者に当たると判断して、本件職務質問を適法に開始したものであって、本件職務質問に国家賠償法上の違法はない。

(2) 警察官らが原告を停止させたことに違法があったか

(原告の主張)

職務質問は、任意に行われるものであるから、実力の行使は、例外的に、対象者の不審性が強く、停止させて職務質問を行う高度の必要性や緊急性がある場合に限り、説得に必要な限度で一時的に行うことが許容されるものである。

本件では、B巡査長は、原告が提示した在留カードを確認後、その場を立ち去ろうとする原告の衣服の右袖をつかんで原告を制止し、A巡査長は、原告の進行方向に回り込み原告の胸の前に腕を出して進路を妨害して、原告を停止させた。また、現場にいる警察官が10名になった後は、原告は、その警察官らに取り囲まれて移動することができなくなった。このように、原告は、任意に現場にとどまっていたのではなく、警察官らの実力行使を受けて、また、無理に移動した場合には警察官らによる実力行使を受けるということを背景に、移動の自由を一方的に奪われたものである。

他方で、原告は、A巡査長らに対し、在留カードの提示に協力しており、本件リュックサックの中を見せることについてはプライバシーの観点から断っていたにすぎないのであるから、警察官らが実力行使をする高度の必要性や緊急性はなく、特に、警察官らは、途中、原告の本件リュックサックを外側から触って検査を済ませた後は、より一層、必要性も緊急性も認められなくなったにもかかわらず、警察官らが、職務質問を続け、その開始から約1時間4.5分もの間、原告をその場に留め置いたものである。

以上のとおり、本件職務質問において警察官らが原告を停止させ、現場に原告を留め置いた行為は、職務質問において許容される実力行使の限度を超えるものであって、国家賠償法上の違法がある。

(被告の主張)

本件では、B巡査長は、所持品検査に応じずその場から歩き出した原告に対し、「ちょっと待ってください」などと言いながら片方の手の平を向けて停止を求めたのであり、原告の衣服をつかんでいない。原告は、B巡査長の求めに応じて自らの意思で立ち止まったものである。

また、本件職務質問では10名の警察官が臨場し、職務質問の開始から終了までに1時間半余りの時間を要しているが、警察官らが原告を威圧的に取り囲んで立ち去らせないようにしたり、原告の腕や袖をつかむなどの有形力を行ったりして、原告を強制的に留め置いた事実はない。このことは、原告が自ら現場で撮影した映像の中に、原告がヘラヘラと笑いながら警察官らの周りを歩き、ピースサインをしている姿が映っていることから明らかである。

以上によれば、警察官らが、原告に停止を求め、本件職務質問を継続したことに、国家賠償法上の違法はない。

(3) 警察官らの所持品検査に違法があったか

(原告の主張)

職務質問に伴う所持品検査は、所持人の承諾を得て、その限度において行うのが原則であるところ、警察官らは、原告が明確に拒否の意思を表示しているにもかかわらず、本件リュックサックの開披を求め続け、本件リュックサックを外側からつかんでその中身をチェックするとともに、原告の両腕を押さえて原告の身体の一部を奪った状態で、原告の足首の辺りから上半身にかけて陰部を含む全身を衣服の上から触れるという態様でボディチェックをしたものであって、強制的な捜索に当たるといえる。そして、上記所持品検査は、原告に何らの不審事由が存在せず、所持品検査の必要性及び緊急性がないことが明白な状況の下で、10名もの警察官が原告の至近距離で原告を取り囲み、約1時間45分もの長時間にわたり原告を拘束して行われたことや、陰部等へのチェック行為が原告への配慮なく六本木の大通り沿いの衆目の集まる場所でされたことを考慮すると、相当と認められる限度を大きく逸脱するものであって、国家賠償法上の違法がある。

(被告の主張)

警察官らは、原告が主張する態様での所持品検査はしていない。

警視庁麻布警察署所属の巡査長C（以下「C巡査長」という。）は、本件リュックサックを外側から手で軽く叩いて、原告に対して、「何が入っているのか」などと質問し、原告が着用していたズボンの外側から触れることを身振り手振りで示しながら、ポケットの中に危ないものを入れていないか質問し、上から触れることを告げて、原告の着用するズボンの左右をその外側から両手で軽く叩いたにすぎない。そのため、上記所持品検査は、強制捜査にわたるものではなく、社会通念上職務質問に通常付随する行為として一般的に許容されるものであるから、国家賠償法上違法となるものではない。

(4) 損害の有無及びその額

(原告の主張)

原告は、警察官らの違法な行為により、プライバシー等の人格権が蹂躪され、また、公共の場において平穏に過ごすという基本的な権利が侵害された。原告は、警察官らから受けた強制的かつ屈辱的な行為を忘れることができず、警察官とすれ違おうと、また同様の事態が発生するのではないかとおびえながら生活することを余儀なくされている。

原告が被った精神的苦痛に対する慰謝料として相当な額は150万円を下らない。また、原告は、上記精神的苦痛の回復のためにやむを得ず弁護士に依頼したものであり、弁護士費用として相当な額は15万円である。

(被告の主張)

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実に加えて、証拠（後掲のほか、甲15、16、乙4、証人A、原告本人。なお、A及び原告の後に数字を記載して尋問調書の頁を示す。）及び弁論の全趣旨によれば、次のとおりの事実が認められる。

(1) 原告は、平成26年6月15日の午後、麻布十番駅近くのスタジオでミュージックビデオの撮影を行い、午後6時30分から東京都港区西麻布一丁目所在のライブハウス「D」において、新たな仕事の打合せを予定していたことから、徒歩で六本木交差点方面に向かい、午後6時22分頃、東京都港区六本木三丁目の外苑東通り沿いの歩道において、スマートフォンで同ライブハウスの場所を検索した。（甲8）

(2) A巡査長は、午後6時30分前頃、外苑東通りをB巡査長と共にパトカーに乗車して巡回していた際、ゼブラ模様の派手なシャツとズボンを着用した原告が同通り沿いの歩道において周囲を見ながら同じ場所を行ったり来たり繰り返していることを確認した。（甲10、A1、22）

A巡査長は、原告の行動に違和感を覚え、すれ違ってから2、3分後に、改めて先ほど原告がいた場所をパトカーで通ったところ、原告が先ほどまでとほぼ同じ場所で同様の行動をしていることを確認し、過去の経験から、六本木地区において違法薬物に絡んだ犯罪が多く発生し、同地区の中でも原告がいた場所が頻繁に違法薬物の売買が行われている地域に近いことを認識しており、原告の行動が違法薬物の売買に関係している者とよく似た行動であると考えたことから、職務質問を実施することとし、パトカーから下車して、原告に対し声を掛け、職務質問を開始した。（A1、21、32）

(3) 原告は、A巡査長及びパトカーを駐車して合流したB巡査長に対し、リュックサックの中から財布を取り出して在留カードを提示した。原告は、A巡査長らが在留カードを確認し、同カードを返還したことから、これで協力は済んだと考えて、六本木交差点方面へ歩き出したところ、B巡査長は、原告の進行方向に手の平を差し出し、原告に対し、停止するよう求めた。それに対し、原告は、何ら抗議することなく、その場に立ち止まった。（A4、原告6、24）

A巡査長らは、在留カードを確認したのみでは、本件リュックサックの中に違法な薬物等が入っている可能性を払拭できないと考えて、原告に対し、本件リュックサックのチャックを開いてその中を見せるように求めた。これに対し、原告は、英語で、当該所持品検査は強制的なものなのか質問するとともに、「illegal（違法）」などと述べてA巡査長らの要求を拒否し、午後6時31分から35分までの間、スマートフォンでA巡査長らの顔等を撮影した。

（甲7・写真①～⑥、乙1の1・2、乙3、A5、原告6）

(4) B巡査長の要請に応じ、午後6時50分頃までに、新たにC巡査長ら8名の警察官が現場に到着した。応援の警察官8名のうち、警視庁麻布警察署所属の警部補E（以下「E警部補」という。）、C巡査長を含む3名が、A巡査長らと共にガードレールを背にした原告の周囲に立ち職務質問に加わり、残りの5名は、原告が背にしているガードレールを挟み、原告から2メートル程度離れた位置において、原告の車道への飛び出し、周囲に無関係の人が集まることによる混乱などの不測の事態に備えていた。（A8、34、原告7）

(5) 原告は、午後7時5分頃から同6分頃までの間、自分の周囲を取り囲んでいた警察官らに対し、名前を明らかにするように求めるなどして、その様子をスマートフォンで動画撮影した。警察官らは、撮影を止めることはせず、原告に対し、E警部補、A巡査長、B巡査長が自らの名前を答えるとともに、本件リュックサックに何が入っているのか繰り返し質問し、その中を見せるように求めたところ、原告は、「illegal checking（違法な検査）」であると述べるなどしてその求めに応じないまま、その場を立ち去ることを告げて、立ち去ろうとした。警察官らは、本件リュックサックの中を確認する必要が

あると考え、原告の前に立ち、本件リュックサックに何が入っているか明らかにしよう求め続けた。しかし、原告は、これに対して回答せず、その中を見せることを拒否し続けた。

そこで、C巡査長は、同時刻頃、本件リュックサックをその外側から手で触れながら、原告に対し、本件リュックサックに何が入っているのか尋ね、そのチャックを開いて中を見せるように求めたが、原告は、それに応じず、警察官らの行為が違法であるとして抗議し、動画の撮影も続けた。また、C巡査長は、本件リュックサックを触った後、手で、原告の着用するズボンの腰に位置する部分の左右を外側から触れた。

(以上につき、甲5の1、甲6の1、甲11、乙1の1・2、乙2、3、A8、原告9、32)

(6) 原告は、上記C巡査長による行為後である午後7時6分頃から9分頃までの間に、笑みを浮かべ、ピースサインをしながら、警察官と共に原告が映るように、写真及び動画をスマートフォンで撮影した。原告は、午後7時10分頃から37分頃までの間にも、ピースサインをしているところを自ら写真撮影した。なお、原告は、本件訴訟において、ピースサインをしている写真及び動画を自ら証拠として提出しておらず、被告が、原告から苦情の申し出を受けた際に受領していたものを本件訴訟において証拠として提出したものである。(甲7・写真⑧～⑩、乙1の1・2、乙3)

(7) 原告は、午後7時10分頃、日本人である原告の妻(当時)に上記スマートフォンとは別の携帯電話により電話を架け、警察官らから職務質問を受けている状況を説明した上で、携帯電話をE警部補及びB巡査長に渡した。E警部補らは、原告の妻と話をした後、一度原告に携帯電話を戻したが、同37分頃にE警部補が再度電話に出て、原告の妻に対し、職務質問をしている理由及び任意での所持品検査を求めている理由を説明し、原告が所持品検査に応ずるように説得するよう求めた。しかし、原告の妻は、E警部補らの説得に応じず、違法な職務質問であるから原告を解放するように要求した。(甲5の2、甲6の2、甲7・写真⑪、甲11、乙1の1・2、乙2、3、A10、原告12)

(8) 原告は、E警部補が原告の妻と電話をしていた午後7時37分頃、スマートフォンで、警察官らを動画撮影しながら、陽気に「All my friends. (みんな俺の友達)」「How are you doing? (調子はどうですか)」と述べ、C巡査長に対しては「And you. My favorite. (あなたは私のお気に入りです)」などと述べたが、警察官らは無言のまま原告を相手にしなかった。(甲5の2、甲6の2、甲11、乙1の1・2、乙2、3)

E警部補は、午後7時37分頃から同39分頃までの間に、原告に携帯電話を戻した。原告は、携帯電話を受け取った後、警察官らの横を通り抜け、その場から何歩か歩き出したが、原告の移動に合わせて警察官らも原告の周囲に移動してきたことから、数メートル進んだところで、先に進むことを止め、元の場所に戻った。原告は、原告の妻がE警部補と話すことを希望したため、E警部補に対し、再び携帯電話を渡した。そして、原告は、E警部補が原告の妻と電話している間(午後7時39分頃)、警察官らに対して、「These are my new friends. (彼らは私の新しい友達だ)」、「This is Mr. Nerd. (こちらはオタクさん)」などと述べ、ボディチェックをしたC巡査長に対しては「This is gay guy right here. (こちらはゲイのお兄さん)」などと述べた。これに対し、警察官らは無言のまま原告を相手にしなかった。(甲5の3・4、甲6の3・4、甲11、乙1の1・2、乙2、3、A12、原告27)

E警部補は、午後7時45分頃、原告の妻が原告を説得することに応じたため、携帯電話を原告に戻した。原告の妻は、原告に対し、早く本件リュックサックの中を見せて解放されてほしい旨述べたが、原告は、原告の妻からの説得にも応じる姿勢を見せなかった。(A13)

(9) 警察官らは、原告が原告の妻と電話をし終わった後、原告に対し、再度、本件リュックサックの中を見せるように求めたが、原告の態度に変化がなかったため、午後8時14分頃、本件職務質問を打ち切った。(A34, 原告13)

2 事実認定の補足説明

(1) 上記1(3)について

原告は、その場から立ち去ろうとする原告に対し、B巡査長が原告の上着の右袖部分をつかんで制止し、A巡査長が原告の進行方向に回り込み原告の胸の前に腕を出して進路を妨害して、原告を停止させた旨を主張し、原告本人もこれに沿う供述をする。

しかしながら、原告本人の供述以外にそれを裏付ける証拠はなく、前記認定事実のとおり、原告は、B巡査長から停止を求められたとする際には、何ら抗議をせずに停止している一方、後にC巡査長から本件リュックサックを外側から触られた際には違法であると明確に抗議しており、仮に原告がB巡査長に衣服の袖をつかまれるという有形力の行使をされたとしたならば、何ら抗議をしないということは考えにくいことからすると、この点に関する原告の供述は信用することができず、上記原告の主張は採用できない。

(2) 上記1(5)について

原告は、警察官らが本件リュックサックを外側からつかんでその中身をチェックし、後ろから原告の両腕を抑えて原告の身体の一部を奪った状態で、C巡査長が、原告の足首の辺りから上半身にかけて陰部を含む全身を衣服の上から触れてボディチェックをした旨を主張し、原告本人もこれに沿う供述をする。

しかしながら、本件リュックサックの検査については、原告が撮影した動画には警察官らが原告に近い位置で本件リュックサックの中を明らかにするように求め続けている様子が写っているのみであり、検査の態様は明らかでなく、C巡査長が本件リュックサックの外側から手で触れた以上の態様で検査が行われたことを認めるに足る証拠はない。

また、証拠(甲5の2・4, 甲11, 乙1の1・2, 乙2)によれば、原告は、当時、警察官らに対し、C巡査長が原告の陰部に触れたことをうかがわせる発言をしているが、原告が着用していたズボン(甲10)はポケットが存在するか一見して判断できるものではなく、C巡査長が、ポケットが存在すると考えてズボンの両側を触れた際に、原告の陰部付近に手が触れた可能性は否定できないものの、陰部自体をつかんだりさわったりしたとまでは認められない。また、原告は、午後7時5分頃から6分頃までの間に動画撮影をした後に上記ボディチェックがされたと供述するが(原告11)、前記認定事実(6)のとおり、原告は、当該ボディチェックがされたとする直後である午後7時6分頃から9分頃までの間にも、笑みを浮かべ、ピースサインをしながら、警察官と共に原告が映るように、写真及び動画をスマートフォンで撮影しており、その際にはボディチェック等について明確な抗議していないことも考慮すると、直前まで両腕を拘束され身体の一部を奪われた上で全身のボディチェックを受けていた者の態度としては不自然であって、この点に関する原告の供述は信用することができず、他にC巡査長が原告の陰部をさわったとの事実を認めるに足る証拠はない。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができない。

3 争点(1)(本件職務質問は開始要件を欠く違法があったか)について

(1) 警察官職務執行法2条1項によれば、警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由がある者に対して、停止させて質問させることができるものとされており、警察官の職務質問は、異常な挙動その他周囲の事情から判断して何らかの犯罪を犯し、又は犯そうとしているとの疑いを抱くことに一応の客観的な合理性があると認められる程度の理由がある場合に行うことができるものと解される。

(2) これを本件についてみると、前記認定事実(2)のとおり、A巡査

長は、パトロール中、違法薬物に絡んだ犯罪が多く発生する六本木地区の中でも頻繁に違法薬物の売買が行われる地域に近いと認識していた場所において、ゼブラ模様の派手なシャツとズボンを着用し、周囲を見ながら同じところを行ったり来たりしていた原告を発見し、一旦その場を離れ数分後に再度同じ場所を通った際にも、原告が先ほどとほぼ同じ場所で同様の行動をしていることを確認したこと、過去の経験から原告の行動が違法薬物の売買に関係している者とよく似た行動であると考えたことが認められる。

そして、前記認定事実（２）によれば、六本木地区の中に頻繁に違法薬物の売買が行われる地域があることが認められるところ（Ａ巡査長はこのような認識を動機の一つとして本件職務質問を開始したものであるが、この認識は、同人の麻布警察署における職歴等に照らし、妥当であったものというべきである。）、そのような場所柄も考慮すると、原告が違法薬物の売買等の何らかの犯罪に関与しているとの疑いを抱くことに一応の客観的な合理性があると認められる程度の理由があったといえるから、その確認のために本件職務質問を開始したことが国家賠償法上違法であるということとはできない。

これに対し、原告は、原告が外国人であり、日本人と異なる外見を有していたことが本件職務質問の理由であると主張するが、前記認定説示のとおり、本件は、原告が外国人であるといった事情に関係なく、職務質問の要件を満たしているものであるから、原告の主張は採用できない。

なお、前記認定事実（１）のとおり、原告は、本件職務質問を受ける前にライブハウスの場所をスマートフォンで検索していたことが認められるが、Ａ巡査長らにおいて、原告がライブハウスの場所を検索していたことを視認していたことを認めるに足りる証拠はないから、上記事実をもって職務質問の要件を欠くとはいえない。

（３） 以上によれば、Ａ巡査長が本件職務質問を開始したことに国家賠償法上の違法はない。

４ 争点（２）（警察官らが原告を停止させたことに違法があったか）について

（１） 警察官職務執行法２条１項によれば、警察官は、同項所定の事由のある者を停止させることができるとされているところ、警察官が停止を求めたにもかかわらず、職務質問の対象者がそれに応じない場合やいったん停止した者が立ち去ろうとする場合には、警察官は、その者に対し、停止するよう説得することができ、社会通念上必要かつ相当と認められる限度で説得のために追従、追跡等をすることも許され、また、その者が説得に応じようとしないうちに不審性が強く、停止させて職務質問を行う高度の必要性や緊急性があるときは、説得に必要な限度で一時的に実力を行使することも許されるものと解するのが相当である。

（２） これを本件についてみると、まず、前記認定事実（３）によれば、Ａ巡査長とＢ巡査長は、原告の在留カードを確認するのみでは原告の疑いを払拭することができず、その疑いを払拭するために本件リュックサックの中を確認する必要があると考え、Ｂ巡査長において、その場から歩き出した原告に対し、その進行方向に手の平を出して停止を求めたところ、原告は何ら抗議することなく、その場に停止したことが認められる。

Ｂ巡査長の上記行為は、本件職務質問を継続するために必要な行為であって、その態様も原告の身体に直接有形力を行使するものではなく、原告の意思を制圧するような行為とはいえないから、社会通念上必要かつ相当と認められる限度で説得のためにされた手段として許容されるものというべきである。

したがって、上記制止行為は、国家賠償法上違法であるということとはできない。

（３） また、前記認定事実（２）、（４）、（５）、（８）、（９）によれば、午後６時５０分頃までに応援の警察官が到着し、その後は、職務質問が終了する午後８時１４分頃まで、合計１０名の警察官らが原告の周囲に配置され、

原告が歩き出すと原告の移動に合わせて警察官らも移動してきたこと、A巡査長らが本件職務質問を開始してから終了するまで約1時間45分にわたり、原告はその場に留め置かれたものであり、その間、原告はその場から立ち去る意思を明確にしていたことが認められ、原告は、比較的長時間にわたって移動の自由が事実上制限されていたことがうかがわれる。

しかしながら、他方で、前記認定事実(7)、(8)によれば、原告は、午後7時10分頃に原告の妻に電話を架け、その後、E警部補及びB巡査長が午後7時45分頃まで延べ3回にわたり断続的に原告に代わって原告の妻と電話をしており、その前後に原告が原告の妻と電話で会話する間も含めると、合計40分以上は原告の妻との間で電話がつながっており、原告に対する説得は中断していたことがうかがわれるのであって、前記の約1時間45分のうち、実際に本件職務質問が行われていた時間は1時間程度であったことが認められる。また、前記認定事実(6)、(8)によれば、原告は、二度にわたり、警察官らに妨げられることなく、本件職務質問の最中に笑みを浮かべながらピースサインをして警察官らと原告が共に写るように写真及び動画の撮影をしたほか、E警部補らが原告の妻と電話をしている間に、警察官らに対し、陽気に、みんな俺の友達、調子はどうですか、あなたは私のお気に入りですと述べ、別の機会には、彼らは私の新しい友達だ、こちらはオタクさん、こちらはゲイのお兄さん、などからかうなどし、これらの様子を自らスマートフォンの動画で撮影していたのであって、自由な意思が抑圧されていたとはおよそいい難い状況にあったことが認められる。

以上によれば、警察官らは、本件職務質問において比較的長時間にわたり原告の移動の自由を事実上制限していたものと認められるが、そうであるとしても、職務質問において説得のために社会通念上必要かつ相当と認められる限度を逸脱するものとはいえないから、警察官らの前記行為が国家賠償法上違法であるとはいえない。

(4) したがって、警察官らが原告に停止を求めて比較的長時間にわたり移動の自由を事実上制限していたことが、国家賠償法上違法であるとはいえない。

5 争点(3) (警察官らの所持品検査に違法があったか)について

(1) 職務質問に附随して行う所持品検査は、所持人の承諾を得て、その限度においてこれを行うのが原則であるが、所持人の承諾がない場合であっても、搜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査の必要性、緊急性、これによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる限度においてのみ、許容されるものと解すべきである(最高裁昭和53年6月20日第三小法廷判決・刑集32巻4号670頁参照)。

(2) これを本件についてみると、前記認定事実(5)のとおり、C巡査長が、原告の承諾がないにもかかわらず、本件リュックサックをその外側から手で触れたこと及び原告の着用するズボンの腰に位置する部分の左右を触れたことが認められる。

しかしながら、前記3(2)に説示したとおり、原告が違法薬物の売買等の何らかの犯罪に関与しているとの疑いを抱くことに一応の客観的な合理性があると認められる程度の理由があったといえることができる。前記認定事実(3)、(5)によれば、それにもかかわらず、原告は、警察官らの本件職務質問に対し、本件リュックサックの中身を一切回答しなかったことから、原告が違法薬物等を所持していないか確認する緊急性、必要性が相当程度存在したものであるべきである。他方で、C巡査長の前記行為の態様は、原告が携帯中の本件リュックサックをその外側から手で触れ、原告が着用するズボンのポケットが存在すると考えられた腰の部分の左右をその外側から手で触れるというものであって、これによるプライバシー等の法益の侵害は軽微なものであるから、人通りのある場所で上記所持品検査が実施されたことを踏まえても、同所持品検査は手段

として相当であったということができ、本件職務質問に附随する行為として許容されるものというべきである。

なお、原告が着用していたズボン（甲10）には、ポケットが存在しないが、所持品検査が行われた午後7時過ぎ頃には周囲が相当程度暗くなっていたこと（甲5の1、甲6の1、甲7・写真⑦～⑩、乙1の1・2、乙3）からすると、原告が着用していたズボンにポケットが存在すると警察官らが考え、その部分を外側から触ったことが相当性を欠く行為であったとはいえない。

（3） なお、原告は、上記所持品検査の際に、C巡査長から上着の胸ポケットに指を入れずにポケットの上から触られたとも供述するが、これを裏付けるに足る証拠はないし、そのような行為があったとしても、違法薬物等が存在する可能性のある衣服のポケット部分をその外側から触ったにすぎず、原告のプライバシー等の法益を侵害する程度は低く、手段として相当であるといえるから、国家賠償法上違法であるとはいえない。

（4） したがって、本件の所持品検査が、国家賠償法上違法であるとはいえない。

6 よって、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第6部

裁判長裁判官 岡崎克彦

裁判官 館野俊彦

裁判官 岩下弘毅